

一般社団法人 日本卵子学会 総会運営規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本卵子学会（以下「本会」という。）定款第13条に基づき、総会(代議員会)の運営に関し必要な事項を定める。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- (5) 総会参考書類に記載すべき事項
- (6) 代理人にて議決権を行使することができる旨
- (7) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 定款の変更

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、理事長は総会の開催日の14日前までに代議員に対して書面または電磁的方法によってその通知を発しなければならない。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第4条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(社員等の出席)

第5条 総会に出席する社員は、会場の受付において、本人確認を行わなければならない

い。

(社員以外の者の出席)

第6条 1.理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2.この法人の職員及び弁護士、公認会計士、税理士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長・副議長の選出)

第7条 総会の議長には理事長が、副議長には副理事長がこれにあたる。

(議長等の権限)

第8条 1.議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2.議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 代議員又はその代理人であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

3.議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言、その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、選出後直ちに、事務局に出席者数を確認させ、定足数を充足していることを会場に報告しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第10条 1.議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2.議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由

を述べてその順序を変更することができる。

3.議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 11 条 1.議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2.代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合と議長が認める場合は、この限りではない。

3.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 43 条、第 44 条又は第 49 条第 3 項の規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に発議の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第 12 条 1.議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2.発言の順序は、議長が決定する。

3.発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 13 条 1.代議員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2.前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3.議長は、第 1 項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは、直ちにこれを却下することができる。

(議長不信任動議)

第 14 条 社員は、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

- 第 15 条
- 1.議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
 - 2.議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
 - 3.議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
 - 4.議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(出席した社員の議決権の数)

- 第 16 条 総会の決議については、次の数の合計数（いずれも、当該議案について議決に加わることのできる社員の議決権の数に限る）を出席した社員の議決権の数とする。
- (1) 出席した社員本人の議決権の数
 - (2) 代理人を出席させた社員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第 17 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第 18 条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

- 第 19 条
- 1.総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。
 - 2.前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3.前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに社員に通知しなければならない。

4.延会又は継続会の日は、当初の総会の日より4週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第20条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第21条 1.総会の議事については、書面(又は電磁的記録)をもって議事録を作成しなければならない。

2.議事録には、議長及び当該総会において出席社員のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第22条 1.議長は、欠席した社員に対して、書面または電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2.理事長は、会員に対し、総会の議事の経過及びその結果の概要を、本会ホームページ又は直近に発行される機関誌に掲載し、報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 総会の事務局は、定款第44条に定める事務職員がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第24条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

本規定は一般社団法人日本卵子学会定款の施行の日から施行する。